

札幌市地域自立支援協議会 相談支援部会規約

第1条（名称）

本会は、「札幌市地域自立支援協議会相談支援部会」と称する。

第2条（目的）

本会は、札幌市地域自立支援協議会（以下「全体会」という。）の中の相談支援に係る専門組織として、「障がい当事者をはじめ広く市民から、障がい者（児）や家族の生活及びその支援に関する相談に応じ、そのことを通じて障がい者の地域生活に必要な支援を行い、併せて関係諸機関、地域の市民との連携を図りながら、障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制の構築」（札幌市障がい者相談支援事業実施要綱）の推進、その他相談支援事業の推進に資することを目的とする。

第3条（構成員）

本会は、札幌市障がい者相談支援事業を実施する機関により構成する。

第4条（オブザーバー）

本会の構成員の総意により、関係機関等をオブザーバーとして部会に加えることができる。

第5条（部会長）

本会に部会長を置き、定例会の互選によって定める。任期は一年とし、再任を妨げないものとする。

第6条（副部会長）

本会に副部会長を置き、定例会の互選によって定める。任期は一年とし、再任を妨げないものとする。

第7条（活動）

本会は、本会の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）障がい当事者の権利擁護、地域支援体制の推進に関する活動
- （2）障がい当事者、関係機関、一般市民等への相談支援事業の周知に関する活動
- （3）相談支援事業実施機関及び関係機関の連携強化に関する活動
- （4）相談支援事業実施機関及び従事する職員の資質向上に関する活動
- （5）相談支援に関する施策等の提言
- （6）その他、目的達成に必要な活動

第8条（会議等）

本会の活動を推進するために、次の会議等を置く。

- （1）全体会
相談支援事業実施機関、従事する職員が一同に会し、必要な情報交換等を行う。
- （2）定例会
相談支援事業実施機関実務者が一同に会し、本会の活動に必要な協議及び決定を行う。
- （3）管理者会議
法人の事業運営に携わる職員が出席し、札幌市等からの提案をもとに人員配置や運営費等の協議を行う。
- （4）プロジェクトチーム
定例会で確認されたテーマごとに、その都度編成し必要な事業にあたる。
- （5）事務局会議
部会長、副部会長、事務局、札幌市障がい福祉課で構成し、決められた事業の推進及び全体の調整にあたる。

第9条（事務局）

本会の活動を円滑に行なうため、事務局を置くものとする。

- （1）札幌市基幹相談支援センターへ事務局機能を置くものとする。
- （2）事務局は諸会議の連絡、報告、調整、その他本会に必要な庶務を行う。

附 則 この規約は、平成23年2月1日から施行する。
附 則 この規約は、平成23年4月22日から施行する。
附 則 この規約は、平成24年4月17日から施行する。
附 則 この規約は、平成26年6月11日から施行する。

札幌市障がい者相談支援事業実施要綱

平成 18 年 9 月 27 日
保健福祉局理事決裁
最近改正 平成 26 年 3 月 27 日

(目的)

第 1 条 札幌市障がい者相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）は、障がい当事者をはじめ広く市民から、障がい者（児）や家族の生活及びその支援に関する相談に応じ、そのことを通じて障がい者の地域生活に必要な支援を行い、併せて関係諸機関、地域の市民との連携を図りながら、障がい者（児）やその家族が地域で安心して生活できる地域支援体制の構築を目的とする。

(実施主体及び実施法人の指定)

第 2 条 相談支援事業の実施主体は、札幌市とする。ただし、事業の運営については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 51 条の 19 に規定する指定一般相談支援事業者、同法第 51 条の 20 に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 に規定する指定障害児相談支援事業者であり、いずれも札幌市長から指定を受けた相談支援事業者（以下「相談支援事業者」という。）が属し、札幌市長が別表 1 の基準に照らしてあらかじめ指定する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という）に委託するものとする。ただし、当該法人は、暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有してはならない。

(事業運営)

第 3 条 前条により委託を受けた社会福祉法人等においては、相談支援事業者が事業の運営を行うものとする。

(利用対象者)

第 4 条 相談支援事業の対象者は、地域において生活支援を必要とする身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、重症心身障がい者（児）、精神障がい者のほか、発達障がい、高次脳機能障がい等、各種の障がい当事者、関係者等とする。

(事業内容)

第 5 条 相談支援事業者は、障がい者ケアマネジメントの手法を活用し、次に掲げる事業内容を実施することとする。

- (1) 福祉サービスの利用に関する支援
- (2) 社会資源の活用に関する支援
- (3) 障がいや病状の理解に関する支援
- (4) 健康、医療に関する支援
- (5) 不安の解消、情緒安定に関する支援
- (6) 保育、教育に関する支援
- (7) 家族関係、人間関係に関する支援

- (8) 家計、経済に関する支援
- (9) 生活技術に関する支援
- (10) 就労に関する支援
- (11) 社会参加に関する支援
- (12) 余暇活動に関する支援
- (13) 権利擁護に関する支援
- (14) 地域に対する援助業務
- (15) 自立支援協議会の運営への参加
(職員配置等)

第6条 相談支援事業に従事する者（以下「従事者」という。）として、常勤専任職員を3名配置する。なお、当該常勤専任職員については、次の(1)から(3)の要件を満たすものとする。

- (1) 常勤専任職員3名は、次のア～ウのいずれかに該当する者であること。
 - ア 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士等の専門職の資格を有する。
 - イ 相談支援従事者研修（基礎）または障がい者ケアマネジメント従事者研修（基礎）を修了または修了見込である。
 - ウ 障がい児者の相談・援助業務に係る十分な経験を有している。
- (2) 常勤専任職員のうち1名は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に基づく相談支援専門員であること。
- (3) 年齢、性別、職務経験などのバランスを考慮した配置に努めること。

2 障がい児者に対する虐待事案に係る対応を行う虐待対応員を配置するものとする。
(業務実施上の留意事項)

第7条 相談支援事業に従事する者（以下「従事者」という。）は、次の各号に留意して業務を遂行しなければならない。

《自己決定と主体性》

- (1) 従事者は、利用者の自己決定と主体性を尊重しなければならない。

《権利擁護とエンパワメント》

- (2) 従事者は、利用者の権利擁護とエンパワメントにも十分留意しなければならない。

《責任制》

- (3) 従事者は、障がい者ケアマネジメントの手法を活用して、利用者の問題が解決し終結するまで適切に相談支援を実施しなければならない。

《独立性》

- (4) 従事者は、本事業の目的を達成するために、所属している施設等とは独立した立場で相談支援を実施しなければならない。

《中立性、公平性》

- (5) 従事者は、特定の事業者に偏ることがないように中立かつ公平な相談支援を実施しなければならない。

《プライバシーの尊重》

(6) 従事者は、利用者のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

《相談に関する権利保障》

(7) 従事者は、利用者に対し、意に沿わない場合は相談をいつでもやめることができると及びいつでも苦情が言えることを明確に伝え、それらの実効性についても適切に確保しておかなければならない。

《他の関係機関との連携》

(8) 従事者は、日頃からの情報交換等によって、関係機関と円滑な関係づくりを図るものとする。

《自己研鑽》

(9) 従事者は、本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談支援技術の向上を図るための自己研鑽に努めるものとする。

(機能強化)

第8条 相談支援事業者は、相談支援事業の機能を強化するため、第5条及び本条第1号及び第2号に定める業務を行うこととする。また、これらの業務に加えて、次の第3号から第5号の業務を実施することができる。

(1) 住宅入居等支援業務

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居に際して、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居時に必要な支援及び居住継続に必要な支援を実施する。

ア 利用対象者は賃貸契約により札幌市内の一般住宅への入居を希望する者又は居住している者であって、次の各号で定める要件を満たす者とする。

(ア) 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者のほか、発達障がい、高次能機能障がい等、各種の障がい者（児）であること。

(イ) 保証人の確保が難しい等の理由により入居時の支援又は居住継続のための支援を必要としている者であること

(ウ) 原則として、入居後に単身で生活する者であること。

(エ) 入居時及び入居後に必要な諸費用を負担できる能力があること。

(オ) 住宅入居等支援事業の利用により地域で自立した生活ができる者であること。

イ 従事者は、住宅入居等支援を希望する障がい者等であって前号に該当する者を利用登録させたいうえで、次に掲げる支援を実施する。

(ア) 入居時に必要な支援

ア 入居可能な一般住宅を探すための支援

イ 賃貸借契約締結についての支援

ウ 保証人の確保等についての支援

エ 入居に際して必要となる福祉サービス等の利用援助

オ 緊急時等における支援体制のコーディネート

カ その他、入居に際し必要となる支援

(イ) 居住継続に必要な支援

- ア 日常生活の指導及び支援
- イ 家主及び近隣住民との関係調整や助言
- ウ 関係機関等との連絡調整
- エ 緊急時等における支援
- オ その他、居住継続に必要となる支援

(2) 虐待対応業務

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)第 32 条に規定する届出や届出の受理、相談や指導及び助言について、区役所、札幌市障がい者虐待相談事業等と連携して行う。

(3) ピアサポーター配置業務

地域で生活する障がい当事者をピアサポーターとして 1 名以上配置し、次のアからウの業務を行う。ピアサポーターは、第 6 条で規定した常勤専任職員以外の者を配置することとし、業務に支障のない範囲で、他の施設や事業所の職務と兼務することができる。

- ア 他の従事者との連携による個別の相談支援業務。
- イ 障がい当事者のエンパワメントを目的とした、当事者主体の勉強会や地域への啓発活動等。
- ウ その他、札幌市長が認めた業務。

(4) 地域支援員配置業務

常勤職員を 1 名以上配置し、次のアからウの業務を行う。ただし、第 6 条で規定した常勤専任職員が地域支援員を兼務する場合は、常勤で従事者を加配することとする。

- ア 地域福祉活動者・団体への支援
 - 見守り活動に対する専門的な助言、災害時要援護者避難支援活動の推進への協力、地域における障がい者の理解促進活動の支援等
- イ 行政機関、関係機関等との連絡調整
 - 高齢福祉分野及び児童福祉分野等との連携による切れ目のない支援体制の構築
- ウ その他、札幌市長が認めた業務

(5) 基幹相談支援センター運營業務

法に規定する基幹相談支援センターとして、法第 77 条の 2 第 1 項の事業（法第 77 条第 1 項第 4 号に係る事業は除く）に加えて、次のアからカの事業及び業務を行う。この業務においては、第 6 条の規定にある「常勤専任職員」は「常勤換算方法により計算された職員」、「3 名」は「4.0 名」、「1 名」は「2.0 名」に読み替えるものとする。また、運営に当たっては別表 2 の基準も満たすこと。

- ア 本要綱に規定する委託相談支援事業者の支援業務
- イ 法に規定する計画相談支援の推進業務
- ウ 法に規定する地域相談支援の推進業務
- エ 障がい当事者による相談支援活動の支援業務
- オ 札幌市自立支援協議会の事務局業務
- カ その他、札幌市長が認めた業務

(報告)

第9条 相談支援事業者は、札幌市長に対し、当該月の相談内容、生活支援の実施状況等について、翌月10日までに報告するものとする。

(費用の支弁)

第10条 相談支援事業に要する費用は、予算額の範囲内で支弁するものとする。

(調査・指導・助言)

第11条 札幌市長は、相談支援事業者に対し、別に定める基準に従い実施状況の調査・助言・指導を行うことができる。

また、調査の結果、本事業の機能を十分果たすことができないと認められる場合は、事業の委託を取り消すことができるものとする。

(協議)

第12条 本要綱に基づく事業の実施法人として新たに指定を受けようとする社会福祉法人等は、別に指定する様式により、あらかじめ札幌市長に協議し、承認を受けるものとする。なお、札幌市長は、外部の有識者の意見を聴いたうえで指定をしなければならない。

2 第8条第3号から第5号の業務を行う実施法人については、別に定める様式により、年度ごとに札幌市長に協議し、承認を受けるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1

【札幌市長が定める相談支援事業者の指定基準】

- (1) 事業所は、特定の社会福祉施設等に属さず独立した場所に設置されていることが望ましい。ただし、これによらない場合は、専用の面接室、電話、FAX、メールアドレス等の、相談支援の独立性を確保する方策が講じられていること。
- (2) 相談支援事業の実施場所については、交通の利便性を考慮し、利用しやすい場所とするとともに、利用者が相談しやすい面接環境、夜間休日にも対応可能な体制が整えられていること。
- (3) 相談支援に関する活動の実績があること、または、事業の実施に関わる計画が適切と認められること。
- (4) 相談支援事業の運営及び経理は、同一法人内の他事業と明確に区分されていること。
- (5) 苦情を解決するために必要な方策が講じられていること。
- (6) その他、第8条に規定する業務遂行上の留意事項を確実に実施できる体制にあると認められること。
- (7) その他、札幌市長は、自立支援協議会の意見を聴きながら、認定に必要となる基準を設けることができる。

別表 2

【基幹相談支援センターの基準】

- (1) 本要綱に規定する委託事業を5年以上受託していること。
- (2) 札幌市が指定する場所にて事業を実施すること。また、当該場所にて第2条に規定する指定を受けること。
- (3) 基幹相談支援センターの運営及び経理は、同一法人内の他事業と明確に区分されていること。
- (4) 苦情を解決するために必要な方策が講じられていること。
- (5) 第8条に規定する業務を確実に実施できる体制にあると認められること。
- (6) 自立支援協議会の委員を中心に構成する札幌市基幹相談支援センター運営委員会を設置し、事業計画等について意見を聴取し、運営の中立性を確保すること。

札幌市自立支援協議会

子ども部会ニュース

第3号(2015年3月)

発行 札幌市自立支援協議会子ども部会 事務局

連絡先

〒007-0836

札幌市東区北36条東9丁目1-1

TEL:011-776-6856 FAX:011-776-6857

E-mail:muginoko@muginoko.com

今年度の子ども部会のまとめ

3年目を迎えた子ども部会も、少しずつ存在が関係部署に理解されてきたと思います。今年度当初は、札幌市の子ども・子育て支援事業計画や障がい者プランへの意見書の提出に関わりました。その後は、子どもに係わる機関同士の相互理解と連携を重視し、重心児に係わる機関の意見交換会や教育と福祉、医療の連携会議、社会的養護の必要な子に係わる機関同士の意見交換等の取り組みを各機関の協力と熱い思いを得て進めてきました。これまでは、横の連携を中心に進めて来ましたが、今年度は縦の連携を意図し、同じテーブルを囲み話し合いが出来たことは新たな一歩だと思えます。特に、今年度の研修会は相談や就労部会と連携し、成人期から見た児童期支援とライフサイクル見通した縦の連携の大切さを意識しました。

次年度は、他の専門部会との連携や各地域部会の充実が大切になってくると思います。障がいのある子ども達のために、各機関がオール札幌となって、今後がんばっていききたいと思えます。(部会長 北川聡子)

「社会的養護の必要な子どもを受け入れている里親・入所施設等関係職員の意見交換会」について

「社会的養護の必要な子どもを受け入れている里親施設・入所施設等関係職員の意見交換会」を25年度から実施しています。児童養護施設、入所施設、自立援助ホーム、母子支援施設、里親、乳児院、相談室等市内30カ所ある施設等の関係者が集まり、ネットワークを目指し研修会や事例検討等の意見交換を行ってきました。今年度も3回実施しました。第一回の研修会は、社会福祉学士 ヘネシー澄子さんから「発達途上のトラウマ障害：予防と愛着の修復の支援」という題で、アメリカの最新情報を交えての講演でした。「虐待は脳器質の発達へ影響し、発達障害とも言える症状が出現する。」というものでした。器質的な発達の遅れと後天的な障害と聞いて、改めて虐待による影響の大きさを知らされました。又、事例検討では、各施設での対応が難しい事例の報告や各施設の取り組み、実情を報告し合い、市内の社会的養護の関係施設がどのような実態にあるかを確認し合ってきました。回を重ね、少しずつですが、関係者と顔見知りになれ、お互いに知らなかった各施設の機能や市内の実態が見え初めてきました。複雑な背景をもつ子ども達への対応は、1つの施設で対応できるものではなく、当会に集う関係者等が全体として受け入れていくような、大きな受け皿で受け止めなければと思います。今後は、当会の継続と、更にネットワークとして有機的に繋がるような会へ進めていければと考えています。

(もなみ学園 宮脇)



「子ども部会全体研修会」について

昨年 11 月 17 日（月）18:00～20:00 WEST19 講堂で、子ども部会全体研修会（札幌市児童発達支援センター長会共催）が、会場一杯の参加(490名)を得て開催しました。

前半は、「青年期支援に関わって思う幼児期・児童期支援を考える」のテーマで、こころとそだちのクリニックむすびめの田中康雄氏の講演。後半は、「青年期支援に関わって思う、幼児期・児童期支援に期待すること」のテーマで、青年期支援の関係機関からの提案を基に、発達支援に係わる機関とのシンポジウムを時間ぎりぎりまで行いました。

講演では、主に発達障害の方々がおもつ生活の生きづらさに対して行う、ライフステージ毎の支援、さらに自己の特性を理解し、周囲と折り合いを付けながら生活することの大切さが提案されました。シンポジウムでは、青年期に係わる各機関から、支援での課題が出され、幼児期・児童期の支援では、「地域で共に暮らすこと」「自分を律すること」「他者に対する安心感の醸成」等の大切さが提案されました。

また、今回は児童期から青年期と幅広いライフステージ毎の取り組みや課題が提案されたことで、相談支援の方々の参加が多かったです。（むぎのこ 金澤）



「教育・福祉・医療の連携に係る課題検討会」について

《公開フォーラム》

2月10日(火) 18:00～20:00 札幌市社会福祉総合センター大研修室

～各分野の実践報告から、障がいを持った子どもの支援と支援者の連携について考える～

助言者：北川聡子氏/ 子ども部会部会長 社会福祉法人麦の子会
山田浩富氏/ 札幌市教育委員会学校教育課程担当課

指導主事・特別支援教育担当係長

実践報告1（教育から）工藤 雅文 氏/札幌市立新陽小学校

実践報告2（福祉から）二峰 正年 氏/NPO法人かかわり教室

実践報告3（医療から）伊西 夏恵 氏/医療法人稲生会

生涯医療クリニックさっぽろ、

作業療法士

本人・保護者・教育・福祉・医療の各分野より約200名の参加で実施。昨年度「連携に係る検討会」として取り組み、医療も加え「教育・福祉・医療の連携に係る検討会」として、札幌市自立支援協議会子ども部会のメンバーが中心となって検討してきました。これまでに11月、12月、1月に開催し、話し合いの中で、連携についての課題として「まずはお互いの取組について基本的な事柄を知る機会がない」ということが挙げられ、各分野のベーシックな取組についての報告を盛り込むフォーラムを開催する案が出されました。その後すぐに準備に取りかかり2月10日に「困難を抱えた子どもの支援について」というテーマで公開フォーラムを実施致しました。当日会場には約200名の来場者があり、「教育」「福祉」「医療」の各分野からの実践報告に続き、連携に有効なツールとして札幌市の「サポートファールさっぽろ」についての説明がありました。

（真駒内養護 渡部）



札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行条例（平成24年条例第43号・抄）

第8章の2 自立支援協議会

（自立支援協議会）

第417条の2 法第89条の3第1項の規定に基づき、札幌市自立支援協議会
（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員25人以内をもって組織する。
- 3 委員は、法第89条の3第1項に規定する関係機関等のうちから市長が委
嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委
員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。
- 6 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、第
2項の委員のほかに、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、
市長が定める。

札幌市自立支援協議会規則（平成26年規則第71号）

（趣旨）

第1条 この規則は、札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年条例第43号）第417条の2第8項の規定に基づき、札幌市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第3条 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員全員の一致により決定する。ただし、これにより難しい場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる

(部会)

第6条 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、第4条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

3 第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会の部会に相当する合議体の部会の委員又は部会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の部会の委員又は部会長として指名され、又は定められたものとみなす。

札幌市自立支援協議会設置要綱

〈平成 18 年 8 月 10 日 保健福祉局理事決裁〉

〈最近改正 平成 25 年 3 月 28 日〉

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 89 条の 3 の規定に基づき、同条の協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 協議会は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、障がい福祉計画の策定又は変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、全体会と各部会により組織する。

2 全体会の委員(以下、委員という)は、25 人以内で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい福祉に関する相談支援事業者(委託相談支援事業者及び指定相談支援事業者)
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障がい者関係団体に所属する者
- (7) 障がい当事者
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 第 2 項の規定により委嘱を受けた委員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は当該委員の委嘱を取り消すことができる。なお、第 5 条の臨時委員においても同様とする。

- (1) 委員が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 委員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号) 第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (3) 委員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的

又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4)委員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長・副会長)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(全体会)

第6条 全体会は、会長が招集し、その議長となる。

2 全体会は意思決定の場であり、委員の総意により決定するが、これにより難しい場合は、出席委員の過半数により決定するものとする。

3 全体会に会長、副会長、各部部长により構成する運営会議を設置し、協議会全体の運営に関する議論を行う。

(部会)

第7条 協議会に次の部会を置くこと。

(1) 地域部会

(2) 専門部会

2 各部会の役割は以下のとおりとする。

(1) 地域部会

障がい者やその家族等が暮らしやすい地域づくりのため、関係者が顔の見えるネットワークを構築し、情報共有等を行い、地域課題の発掘・解決を行う。

(2) 専門部会

就労支援、相談支援、子ども等、分野別に関係者が集まり、関係者間の情報共有や研修等の開催により、部会員の資質向上と施策提言等を行う。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会は、その設置を必要と提案する者が、部会設置の目的、活動内容等を説明し、前条の規定に従い決定され、設置されるものとする。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会にプロジェクトチームを置くことができる。プロジェクトチームの構成、運営に関しては、全体会にて定める。
(機能)

第8条 協議会は、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 中立・公平性を確保する観点から、札幌市が委託する相談支援事業者の運営評価等を実施する。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関して、協議、調整を行う（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催する）。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行う。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善を行う。
- (5) 障害者虐待防止に関する体制整備等に対して、虐待防止のネットワークと連携する。
- (6) その他、協議会の趣旨に合致する事柄について協議を行う。

(公開・広報)

第9条 全体会は原則公開とする。ただし、困難事例への対応のあり方に関する協議等、協議内容に個人情報が含まれる場合には、非公開とすることができる。

- 2 全体会を非公開とする場合は、事前に全体会または運営会議において協議し、委員の了承を得ることを必要とする。
- 3 協議会の広報は札幌市ホームページを中心に、必要に応じて行う。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉局障がい福祉課と相談支援事業所等で構成する事務局において行う。

(運営事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

札幌市自立支援協議会委員名簿

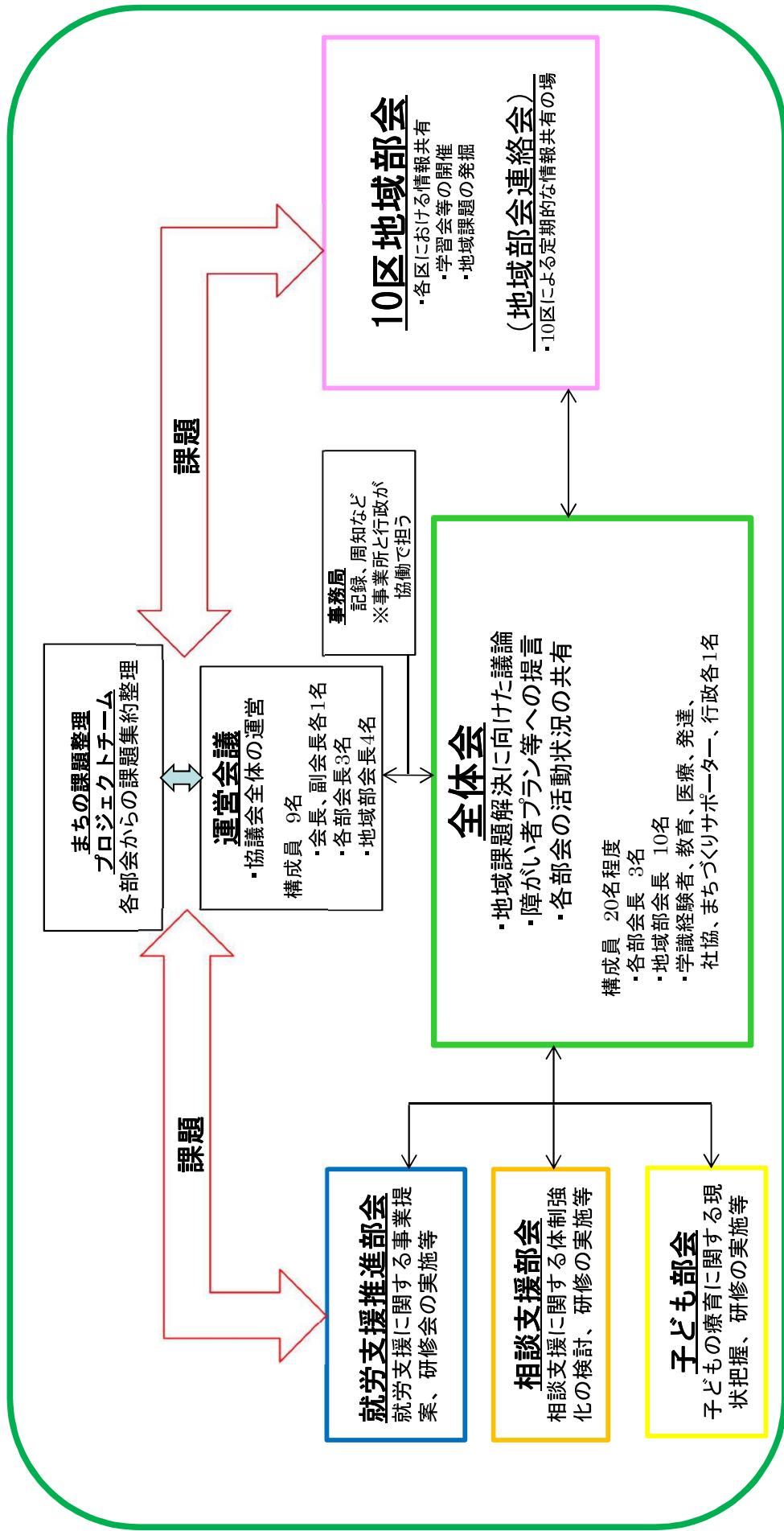
平成26年12月11日現在 18名(敬称略・五十音順)

氏名	職業(役職)	部会
石崎 剛	厚別区第2地域包括支援センター長	厚別区地域部会
今田 雅子	障がい者によるまちづくりサポーター 代表	
岡本 直樹	全国重度障害者相談支援協会	白石区地域部会
北川 聡子	麦の子会 総合施設長	子ども部会
栗虫 宏明	(有)拓真ワークス 取締役事業部長	清田区地域部会
黒田 澄雄	特定非営利活動法人 ゆいまーる 理事長	西区地域部会
小谷 晴子	札幌アシストセンターマザー 理事長	東区地域部会
重泉 敏聖	就業・生活応援プラザ とねっと センター長	就労支援推進部会
杉田 誠	相談室こころ ていね 管理者	相談支援部会
妻倉 ゆかり	あかり家 管理者	中央区地域部会
中村 直人	障害者支援施設第2よろこびの家 管理者	豊平区地域部会
永井 順子	北星学園大学 社会福祉学部 准教授	
根本 淑恵	ほっと相談センター 相談支援業務責任者	南区地域部会
橋本 泰宏	社会福祉法人愛敬園 北愛館 主任	手稲区地域部会
福吉 綾子	札幌市障がい者あんしん相談 専任相談員	
森 祥子	五稜会病院 医療相談室主任	
和田 文明	サポートセンターれら 所長	北区地域部会
山本 彩	札幌市自閉症・発達障害支援センター 所長	

オブザーバー

氏名	職業(役職)
戸田 健一	障がい者相談支援センター夢民 地域づくりコーディネーター (北海道広域相談支援体制整備事業(札幌圏域))

■ 札幌市自立支援協議会の体制



さっぽろ障がい者プラン、障がい者施策推進審議会、まちづくりサポーター等、各種計画、関係会議等

へいせい ねんど さっぽろしじりつしえんきょうぎかい ねんかんかつどうほうこくしよ
平成26年度札幌市自立支援協議会年間活動報告書

へんしゅう はっこう さっぽろしじりつしえんきょうぎかい
編集・発行 札幌市自立支援協議会

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tiikijiritusien/tiikijiritusien.html>

